



長野県報

3月24日(月)
平成20年
(2008年)
第1950号

目 次

条 例

長野県土地開発基金条例の一部を改正する条例（企画課土地対策室）	6
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	6
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	7
長野県公益認定等審議会条例（情報公開・法務課）	8
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政改革課）	8
長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（福祉政策課）	9
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（長寿福祉課）	9
長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	10
長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（医療政策課）	11
長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例（医療政策課）	11
健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（医療政策課国保・医療福祉室）	12
長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例（医療政策課国保・医療福祉室）	12
長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部を改正する条例（県立病院課）	12
廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（廃棄物対策課）	13
長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（生活文化課）	19
信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（ビジネス誘発課）	20
長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（ものづくり振興課）	20
北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例を廃止する条例（畜産課）	20
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営企画課）	20
政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（総務課）	21
学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（教育総務課）	21
公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（生活安全企画課）	22
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（東北信運転免許センター）	22

規 則

長野県公営企業経営審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	23
---	----

告 示

平成20年3月14日成立した平成19年度補正予算の要領（財政課）	23
平成20年3月14日成立した平成20年度予算の要領（財政課）	26
地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正（市町村課）	30
ウイルス肝炎医療費給付実施要綱の一部改正（健康づくり支援課）	30
動物の飼養又は収容について許可を受けなければならない区域の指定（食品・生活衛生課）	31
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水対策課）	34
基本測量の実施（土木政策課）	34
公共測量の終了（土木政策課）	35
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	35
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	35
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	36
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	36
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）の変更（会計課）	36
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）	36

公 告

一般競争入札（2件）（環境政策課）	37
一般競争入札（森林政策課）	38
都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	39
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農地整備課）	39
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	39
平成20年度長野県警察官採用試験（A・第1回）の実施（人事委員会事務局）	39

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県土地開発基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 長野県土地開発基金について、特に必要があると認めるときは処分を可能とすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 農業改良助長法及び森林法の一部改正に伴い、農林業改良普及手当の名称を農林業普及指導手当とするほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 長野県特別職報酬等審議会の答申に基づき、県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準を改定するとともに、上記以外の特別職の職員等の報酬及び給料の額並びに退職手当の支給基準について、上記職員の改定状況を考慮して改定するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の施行に伴い、地域における産業集積の形成及び活性化のために地方公共団体が行う計画的な取組による企業立地を支援するため、不動産取得税及び固定資産税の課税免除をすることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成20年1月1日から適用します。

◇ 長野県公益認定等審議会条例（条例第6号）

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に基づき、長野県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 市町村へ権限移譲を進めるため、新たに公有地の拡大の推進に関する法律の規定に基づく事務のうち都市計画区域内の土地等の先買いに関する事務を移譲し、農地転用許可等に関する事務について移譲する市町を追加するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額が改定されたことから、福祉大学校の授業料の年額を118,800円（改定前：115,200円）に改定することとしました。
- 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 諸経費の増大等に伴い手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。
-

◇ 長野県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 心身障害者扶養共済制度の長期にわたる安定的な運営を図るために、加入者の掛金、心身障害者等が死亡した場合の弔慰金及び加入者が脱退等をした場合の脱退一時金の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額が改定されたことから、看護専門学校の授業料の年額を118,800円（改定前：115,200円）に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 県立の高等学校の授業料の額が改定されたことから、公衆衛生専門学校の授業料の年額を118,800円（改定前：115,200円）に改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第13号）

- 1 老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療審査会を県に設置するため、次に掲げる条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 特別職の職員等の給与に関する条例
 - (2) 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例（条例第14号）

- 1 老人保健法の一部改正に伴い、後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るために財政安定化基金の運営に関し必要な事項を定めることとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

- 1 診療報酬の算定方法等を定める厚生労働省告示の改正に伴い、当該告示を引用している規定について所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（条例第16号）

- 1 後を絶たない産業廃棄物の不適正な処理や廃棄物処理施設の設置をめぐる対立など喫緊の課題への対応が急務であること等から、産業廃棄物の適正な処理に関する規制、廃棄物処理施設の設置等に関する合意形成の手続などを定めることにより、廃棄物の適正な処理を確保し、もって県民の生活環境の保全に資するため条例を制定しました。

(1) 県・事業者・県民の責務

県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）やこの条例に基づく行政処分等を厳正かつ速やかに行うものとするほか、事業者及び県民についても、産業廃棄物の適正な処理のための責務を定めました。

(2) 産業廃棄物の処理等に関する基準等

ア 産業廃棄物の処理等に関する基準

産業廃棄物処理業者等が産業廃棄物の処理及びこれに付随する行為を行う場合には、規則で定める処理等に関する基準に従わなければならぬこととしました。

イ 木くず等の保管・使用基準

木くず等を保管し、又は使用する者は、規則で定める基準等に従い、保管又は使用しなければならないこととしました。

(3) 排出事業者等の講ずべき措置

ア 排出事業者

産業廃棄物の排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物が発生から最終処分まで適正に処理されるよう必要な措置を講じなければならぬこととしました。

イ 工事発注者

建設工事を発注する者は、工事受注者が当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理を適正に行い得ることを確認するよう努めることとしました。

ウ 工事発注事業者

規則で定める建設工事を発注する事業者は、工事受注者に当該建設工事に伴い生じる産業廃棄物の処理に関する事項を確認し、産業廃棄物が不適正に処理されたときは、それに対して適切な措置を講じなければならないこととしました。

エ 工事受注者

工事受注者は、建設工事を受注するときは、工事発注事業者に対して、産業廃棄物の処理に関する事項を説明しなければならないこととしました。

オ 土地所有者等

県内の土地の所有、管理等をしている者は、その土地の適正管理に努めるとともに、廃棄物処理業者等に土地を使用させる場合には、その土地で産業廃棄物の不適正な処理がされないよう必要な措置を講じなければならないこととしました。

知事は、上記ア、ウ、オについては、それぞれの者が必要な措置等を講じなかった結果、不法投棄などにより生活環境の保全上の支障が生じたときは、その支障の除去等を勧告し、エについては、説明をするよう勧告します。勧告に理由なく従わなかったときは、その旨を公表できることとしました。

(4) 再生利用業者の指定

産業廃棄物が再生利用されることが確実であるとして、法の許可を必要とせずに産業廃棄物の処理を行うことができる再生利用業者を知事が指定するための要件等について、法の許可制度に準じて整備しました。

(5) 周辺地域の生活環境に対する配慮等

ア 周辺地域への配慮

産業廃棄物の処理を行う者等は、処理施設の設置等に当たり、周辺の生活環境に十分配慮し、周辺地域の関係住民との良好な関係の構築に努めることとします。また、関係住民等から環境保全協定の締結を求められたときは、これに応ずるよう努めることとしました。

イ 記録及び閲覧

廃棄物の処理施設の設置者や産業廃棄物処理業者等は、廃棄物の処理状況等を記録し、これを事業場へ備え置き、関係住民等の求めに応じ、閲覧させなければならないこととしました。

(6) 事業計画協議

産業廃棄物処分業許可や廃棄物処理施設の設置許可等の申請に先立ち、事業計画者は、関係住民等との合意形成を図るために、知事に協議しなければならないこととしました。この手続の中で、事業計画者は、事業計画説明会等の開催、関係住民や関係市町村長等からの意見書の受理、見解書の作成等を行い、知事は、この協議を通じて得られた関係住民等の意見や事業計画者の見解等を参考に、必要に応じて公聴会を開催した上で、生活環境の保全などの観点から事業計画者に対し意見を述べることとしました。

(7) 雜則

ア 行政処分の公表等

知事は、行政処分を行ったときは速やかに公表するほか、排出事業者等に対し行政指導に係る情報提供を速やかに行うこととしました。

イ 報告徴収・立入検査・実績報告

知事はこの条例の施行に必要な限度において、排出事業者等に対し、報告徴収や立入検査等を行うことができることとしました。

ウ 準多量排出事業者

年間500トン以上1,000トン未満の産業廃棄物を生ずる準多量排出事業者は、その処理計画及び実施状況を知事に提出することとしました。

(8) 罰則

この条例に違反をした者には、罰則が科されることになりました。

2 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内で規則で定める日から施行します。

◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 美術館としての調査研究、展覧会業務等の特殊性及び専門性を考慮し、信濃美術館の指定管理者の指定の手続を公募によらない申請に変更するとともに、候補者の選定の基準に関する規定を整備するほか、所要の改正を行いました。

2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 製造業等のものづくり産業を営む法人等が行う投資を応援することにより、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、当該法人等が取得する不動産に係る不動産取得税に対する課税免除の対象期間を平成23年3月31日まで3年間延長するほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行し、一部の規定は、平成20年1月1日から適用します。
-

◇ 長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第19号）

- 1 試験等に要する経費の増減並びに試験検査項目の追加及び削除に伴い、試験等の手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例を廃止する条例（条例第20号）

- 1 北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曾区域農用地整備公団事業に係る負担金及び特別徴収金の徴収事務が完了したため、廃止することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 企業局の事業について、観光施設事業を所期の目的を達したことから廃止し、水道用水供給事業の給水対象に山形村を加えることとしました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 県の財政状況等を勘案して、平成20年3月31日までの特例(減額)期間を引き続き1年間延長し平成21年3月31日までとするための所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成20年4月1日から施行します。
-

◇ 学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第23号）

- 1 学校教育法等の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の改正等を行いました。
 - (1) 地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例
 - (2) 長野県学校職員の給与に関する条例
 - (3) 長野県看護専門学校条例
 - (4) 長野県公衆衛生専門学校条例
 - (5) 長野県農業大学校条例
 - (6) 長野県林業大学校条例
 - (7) 長野県福祉大学校条例
 - (8) 特別支援学校設置条例
 - (9) 長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 県内の繁華街で横行している迷惑な客引き、誘引及び客待ち行為を効果的に取り締まるため、規制する業態及び行為の拡大等を行うとともに、これらに対する罰則を新設するほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、平成20年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 道路交通法の規定に基づき、運転免許証の記載事項をその免許証に電磁的方法により記録することに伴い、手数料の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、平成21年1月4日から施行します。
-